

第 5 次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について

第 1 はじめに

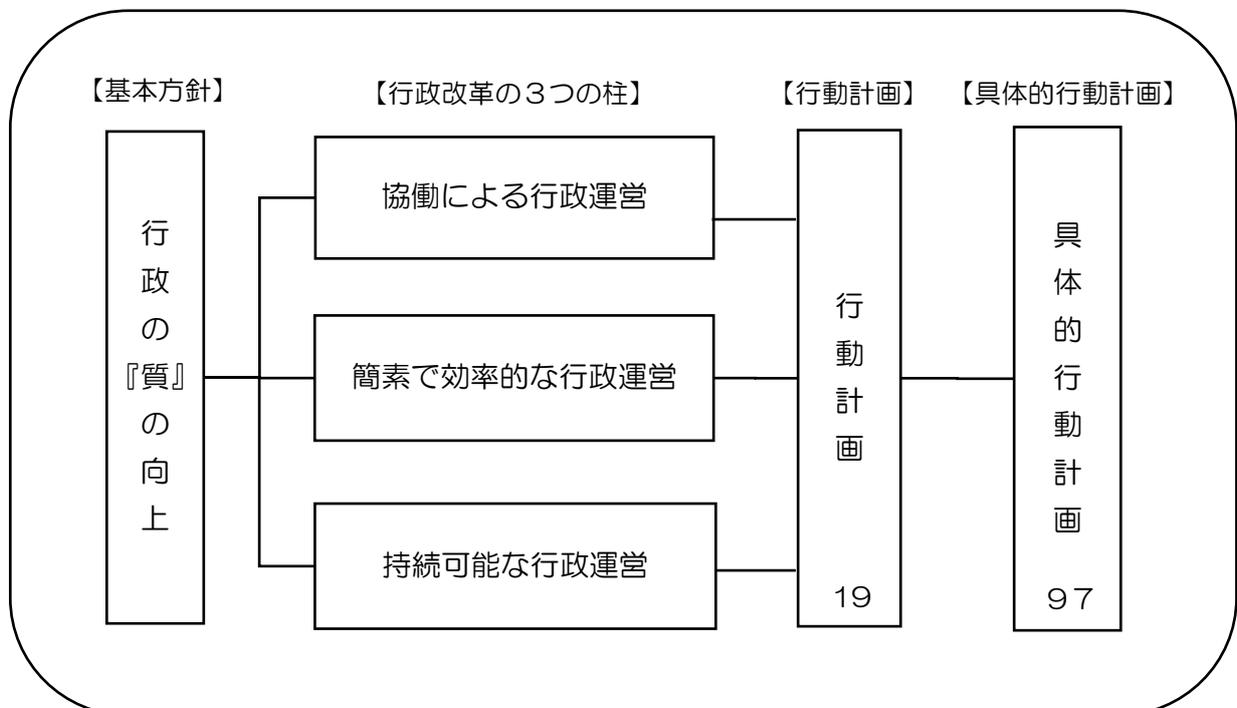
1. 外部視点による評価・検証の実施にあたって

第 5 次行政改革は、「市民との協働による行政運営であること」を念頭に掲げており、外部の視点からの意見を第 5 次行政改革の推進に反映するため、進捗管理の開始年度となる平成 29 年度から外部視点による評価を実施している。

外部視点による評価・検証を機能的・効果的に実施するためには、内部評価の充実や、行政評価、決算・予算などと連携し、取組内容の達成度を明確にする必要がある。

2. 第 5 次行政改革の概要

- (1) 基本方針 行政の『質』の向上
- (2) 推進期間 平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間
- (3) 取組項目 行政改革の柱 3、行動計画 19、具体的行動計画の取組項目 97



第 2 内部評価

1. 基本的な考え方

- ・第 5 次行政改革の具体的行動計画に掲げる全 9 7 取組項目の進捗状況について評価・検証を行う。
- ・評価・検証を自ら行うことで、取組内容の達成度を明確にする。

第 3 外部視点による評価・検証の手法（外部評価）

1 基本的な考え方

- ・外部の視点からの意見を今後の行政改革の推進に反映する。
- ・課題や実施内容、それに対する外部の視点からの意見など、議論の一連の流れを公開することで、市民の市政への理解を深めるとともに、参加意識の醸成を図る。

2 評価・検証する対象

- ・行動計画 全 1 9 項目

3. 評価・検証する対象の選定方法及び評価・検証にあたっての視点

（1）書類評価

瑞浪市行政改革審議会は、行動計画全 1 9 項目の内部評価結果について評価・検証する。（外部評価様式）

【評価・検証にあたっての視点】

- ・行動計画の項目が、それぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか。
- ・目的意識、改革への認識が適切であるか。
- ・今後の方向性が明確になっているか。
- ・進行に支障、課題がある場合、それに適切に対応しているか。
- ・遅れているものについては、その理由が納得できるものか。

4. 評価区分・判定基準

評価区分	評価区分の判定基準
「◎」 達成	当該年度の目標（取り組み）に対し、80%以上若しくはほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
「○」 おおむね達成	当該年度の目標（取り組み）に対し、50%以上80%未満若しくは想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合
「△」 見直し(改善)が必要である	当該年度の目標（取り組み）に対し、50%未満若しくは想定どおりの状況にならなかった場合

5. 評価・検証の体制

(1) 体制

瑞浪市行政改革審議会

(2) 構成

学識経験者、公共的団体等の代表、公募による市民

(3) 定数

7名以内（6名を予定）

6. 結果の反映・活用

内部評価・外部評価の結果や社会経済状況の変化を踏まえ、部課等において必要な見直しを行い、大綱に掲げる目標の達成を目指す。

平成30年度 第5次瑞浪市行政改革外部評価

委員名:

基本方針	行政改革の柱	行動計画	評価区分3段階 (◎・○・△のいずれかを記入)	意見	
行政の「質」の向上	(1) 協働による行政運営	① 住民団体等の活動支援の推進			
		② 指定管理の推進			
		③ 市政情報提供の強化			
		④ 広聴活動の推進			
		⑤ 外部の視点による評価の推進			
	(2) 簡素で効率的な行政運営	① 業務委託の推進			
		② 計画行政の推進			
		③ 組織再編			
		④ 業務のシステム化の推進			
	(3) 持続可能な行政運営	⑤ 行政手続の簡素化			
		⑥ 事務事業の見直し			
		⑦ 広域行政の推進			
		① 公共施設の見直し・再編			
		② 健全な財政運営			
		③ 収納対策の推進			
		④ 新たな自主財源の確保			
		⑤ 受益者負担の適正化			
		⑥ 職員定数の適正化			
		⑦ 職員資質の向上			

評価基準<3段階>

評価区分	評価区分の判定基準
「◎」 達成	当該年度の目標(取り組み)に対し、80%以上若しくはほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
「○」 おおむね達成	当該年度の目標(取り組み)に対し、50%以上80%未満若しくは想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合
「△」 見直し(改善)が必要	当該年度の目標(取り組み)に対し、50%未満若しくは想定どおりの状況にならなかった場合